

# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	S00149	施設名称	障害者福祉センター(本館)		
所在地(住所)		松阪市殿町1563番地			
					
根拠条例	松阪市障害者福祉センター条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 障がいあゆみ課		
設置年度	平成3年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	障害者福祉センターは、障がいのある方が通所して、創作的活動、機能訓練、レクリエーション等を行う施設として設立された。当時、各公民館がまだバリアフリー化が進んでおらず、利用しにくい状況があったことや障がい者の各種訓練等が提供できる施設への設立が望まれていたことから整備された。				
施設の設置目的に沿った運営状況	現在も、講座形式により創作活動や機能訓練等を行っている。毎年12月には障害者週間の一環として、障がい者作品展を実施している。年間で延3,500人程が利用している。また、貸館も実施しており、各種団体等が利用している。				

## (2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域		
駐車場(収容台数)	21台				
土地	敷地面積	1,317.56㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	本館			
	用途	事務所	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成4年3月17日	建物取得費(全体)	201,200,000円	
	延床面積	600.84㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成18年度	平成23年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物	本館	本館		
	施工内容	防水改修	空調施設改修		
	費用	4,478,000円	10,661,700円		
リスク・高機能化対応度	バリアフリーに対応している。また、平成3年度建築であり、新耐震基準に適合している。				

### (3)管理・運営の概要

利用時間	AM8:30～PM5:00	休所(館)日	日、祝日
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市長
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	施設の管理運営、貸館業務		

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	1.00 人	労務員	1.00 人	再任用職員	人	非常勤職員	2.00 人	合計	4.00 人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)－③					18,698,100円				
市民一人あたりのコスト					110.64円				
財源		補助金等収入		3,755,000円		その他収入		19,982円	
		使用料等収入		194,000円		③年間収入合計		3,968,982円	

### (5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
開所日数	日	258	261	320
延利用人数	人	6,842	6,824	6,279
講座開催数	回	309	312	298

### (6)関連情報

類似施設		近隣施設	福祉会館
------	--	------	------

### (7)その他

管理・運営上の問題点	建物については、設立後22年が経過し、小規模修繕が増加してきている。当時は公民館がバリアフリー未整備等のため利用できない状況だったので、本施設が整備された経過はあるが、現在は公民館も障がい者利用できる程度には整備が進められていること、内容的に公民館事業に類似したものであるため、このままの形で進めていくべきか、内容を抜本的に見直すかについては、検討を始めている。しかし、長年の運営の中で利用者の多数が生きがいを持っているのも事実であり、見直しには慎重かつ確実な移行が必要である。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	障がい福祉を推進する観点から当施設を有効に活用できればとの思いがあり、これからの障がい者福祉施設において、社会参加促進の中心施設として、利用を考える必要がある。 また、別棟には、教育委員会の育ちサポート室が平成22年から入っており、障がい児の包括的な支援のあり方(療育センターの整備も含む)整備について、十分に協議の上進めていくことが必要である。

